

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 29 日

八戸市長 殿



提出者
住 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
氏 名 八戸製錬株式会社
代表取締役 八丁 和也
電話番号 0178-28-2181

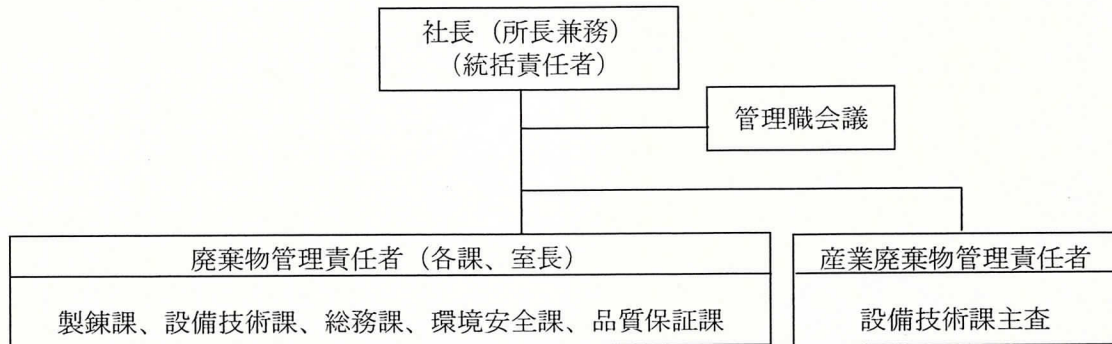
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	八戸製錬株式会社 八戸製錬所
事業場の所在地	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	非鉄金属製造業 亜鉛1次製錬（2312）
②事業の規模	令和7年度 製品出荷額 20,000百万円
③従業員数	278人
④産業廃棄物の 一 連の処理の工程	別紙1による

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	218.34 t	315.45 t
	（これまでに実施した取組）		
	【汚泥】 工程利用可能なものを原料として再利用する 【廃プラスチック類】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	240.00 t	300.00 t
	（今後実施する予定の取組）		
	【汚泥】 工程利用可能なものを原料として再利用する 【廃プラスチック類】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃棄物の種類および分別のフローは別紙1による。 ・ 分別した廃棄物は専用の置き場に保管する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃棄物の種類および分別のフローは別紙1による。 ・ 分別した廃棄物は専用の置き場に保管する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類
排 出 量	2.76 t	1.17 t	4,189.06 t	632.92 t
【金属くず】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する 【鉱さい】 工程利用可能なものを原料として再利用する 【がれき類】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する				
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類
排 出 量	3.00 t	10.00 t	5,000.00 t	600.00 t
【金属くず】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する 【鉱さい】 工程利用可能なものを原料として再利用する 【がれき類】 有用物を選別・回収することにより、廃棄物を削減する				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
排 出 量	1.76 t	48.03 t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
排 出 量	1.00 t	40.00 t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	【汚泥】 特になし 【廃プラスチック類】 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	【汚泥】 特になし 【廃プラスチック類】 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	105.41 t
	(これまでに実施した取組) 【汚泥】 特になし 【廃プラスチック類】 廃フレコンを圧縮成型（原料化）して販売する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	150.00 t
	(今後実施する予定の取組) 【汚泥】 特になし 【廃プラスチック類】 廃フレコンを圧縮成型（原料化）して販売する		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鋳さい	がれき類
自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 特になし 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし			【鋳さい】 特になし 【がれき類】 特になし	
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鋳さい	がれき類
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 特になし 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし			【鋳さい】 特になし 【がれき類】 特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鋳さい	がれき類
自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 特になし 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし			【鋳さい】 特になし 【がれき類】 特になし	
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鋳さい	がれき類
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 特になし 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし			【鋳さい】 特になし 【がれき類】 特になし	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 【汚泥】 特になし 【廃プラスチック類】 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 【汚泥】 特になし 【廃プラスチック類】 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	218.34 t	210.04 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	100.75 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 【汚泥】 特になし		
	【廃プラスチック類】 特になし		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 特になし 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし			【鉱さい】 特になし 【がれき類】 特になし	
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 特になし 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし			【鉱さい】 特になし 【がれき類】 特になし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類
全処理委託量	2.76 t	1.17 t	4,189.06 t	632.92 t
優良認定処理業者 への処理委託量	2.76 t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	2.76 t	- t	4,189.06 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 特になし 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし		【鉱さい】 特になし 【がれき類】 特になし		

(第4面) - 3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 7 年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
全処理委託量	1.76 t	48.03 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	240.00 t	300.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	100.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	【汚泥】 特になし		
	【廃プラスチック類】 再生利用業者への優先的な処理委託（プラスチック資源循環促進法）		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉋さい	がれき類
全 処 理 委 託 量	3.00 t	10.00 t	5,000.00 t	600.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	3.00 t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	3.00 t	- t	5,000.00 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t
【金属くず】 再生利用業者への優先的な処理委託 【ガラス陶磁器等くず（廃蛍光管等を含む）】 特になし			【鉋さい】 再生利用業者への優先的な処理委託 【がれき類】 特になし	

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	-	-
全 処 理 委 託 量	1.00 t	40.00 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t
【紙くず】 特なし 【木くず】 特になし				

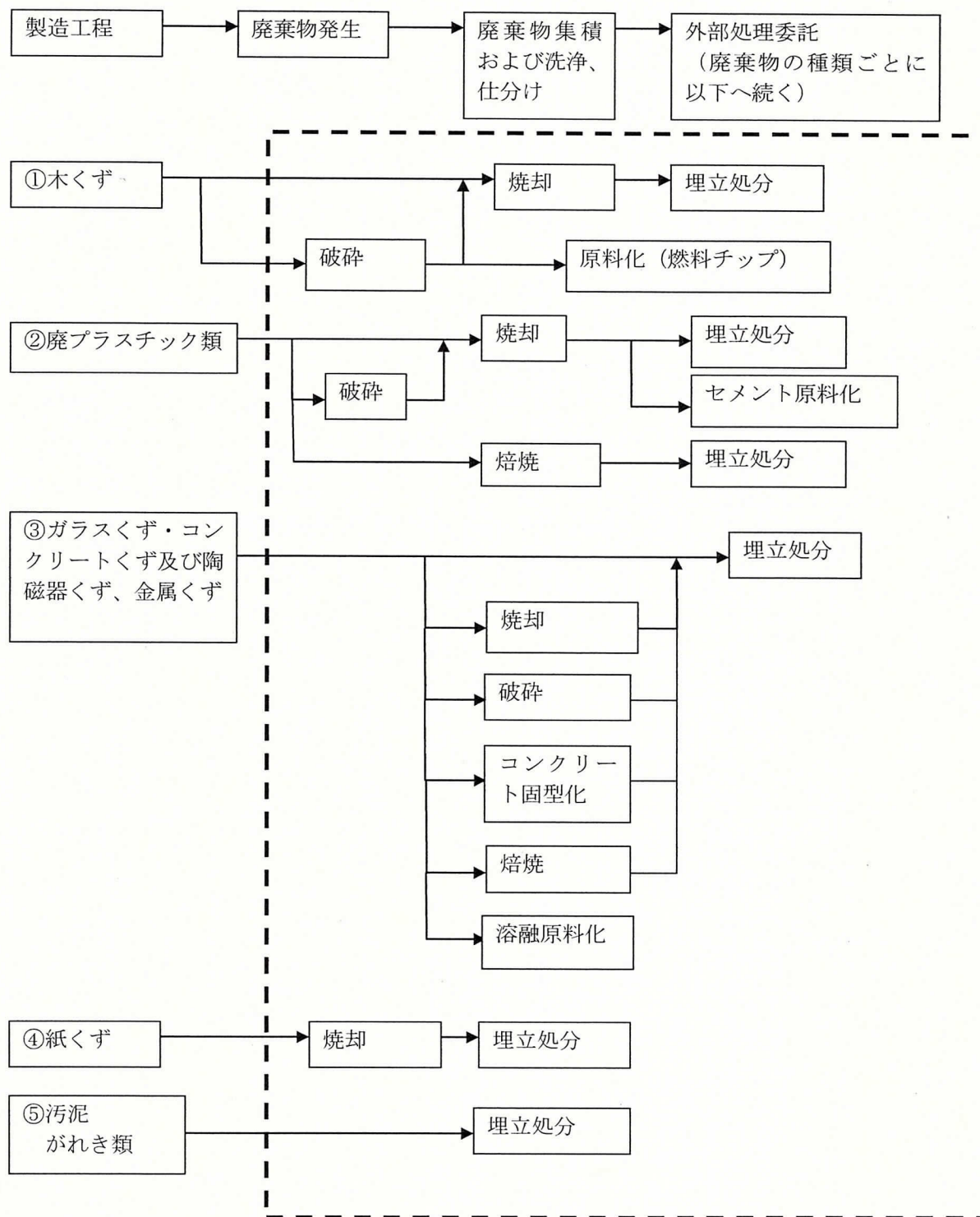
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 所内発生廃棄物のフロー図

1. 製造工程の廃材として発生するケース

○発生廃棄物：木くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、紙くず、汚泥、がれき類

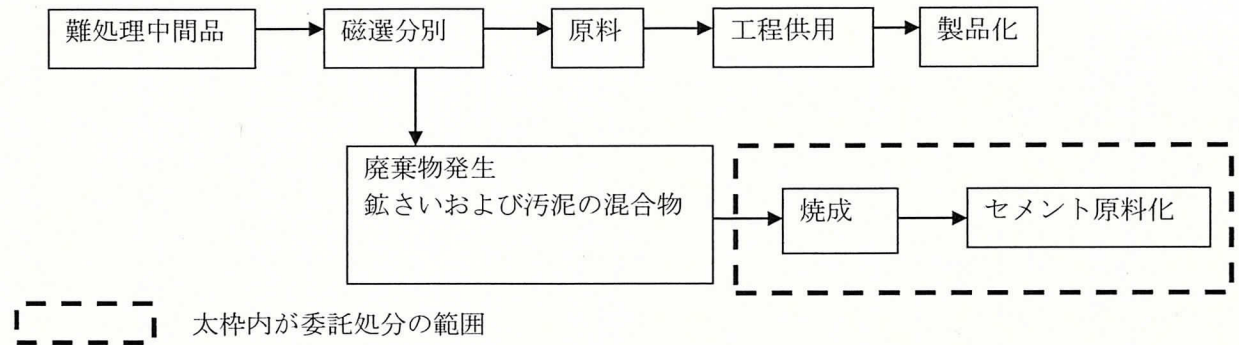


--- 太枠内が委託処分の範囲

別紙 1 所内発生廃棄物のフロー図

2. 難処理原料の残渣として発生するケース

○発生廃棄物：鉋さいおよび汚泥の混合物



3. 入荷原料の包装物が廃棄物となるケース

○発生廃棄物：廃プラスチック類（廃フレコンバッグ）

